

## 第1 審査会の結論

実施機関の行った部分開示の決定は妥当である。

## 第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成26年3月17日、倉敷市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第6条の規定に基づき、倉敷市長（以下「実施機関」という。）に対して「倉敷市〇〇△△、□□に接する道路、〇〇95号線と〇×線で、S55、9月以降の道路工事、道路補修工事、グレーチング工事、それに関連する資料、それに伴う支払明細書、修正前の各道路台帳、公図」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、該当期間の道路工事、道路補修工事、グレーチング工事は存在しないことから、本件開示請求に係る行政文書として「道路台帳（調書、平面図）、公図（複製）」（以下「本件行政文書」という。）を特定して、これを開示する部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年3月26日付け児建第1307号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成26年5月26日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、公開条例第17条の規定に基づき、平成27年1月30日付け児建第1139号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、補正書及び意見書の記載内容をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

### 2 異議申立ての理由及び意見

- (1) 平成19年度以前の文書については工事があったとしても保存年限の経過により廃棄しており、平成20年度以降の文書については児島支所建設課所管の工事実

績がなく、昭和55年9月以降の文書は存在しない、と通知されたが、少なくとも工事の写真及び図面については、道路の維持管理のため保存年限にかかわらず保管しているはずである。

(2) 平成20年度以降に〇〇△□前の道路等で、児島支所建設課所管の工事がなされたことは、添付の写真により明らかである。

(3) 平成21年8月24日から同年9月11日まで行われた〇〇□△東側道路の南側の工事資料があつて、北側の▽▽等の工事資料がないはずはない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

部分開示決定通知書及び不開示理由説明書の記載内容をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

- 1 平成19年度以前の工事に関する図面、写真等の関連資料は、保存年限満了のため廃棄しており、存在せず、該当箇所における工事实績(工事の有無)も不明である。
- 2 平成20年度以降、児島支所建設課所管の工事实績はなく、工事に関する図面、写真等の関連資料は存在しない。
- 3 道路工事に際し、隣接する民地との境界が確定していない箇所を施工する場合は、隣接地権者から施工範囲について了承を得た上で実施しており、無断で施工することはない。

#### 第5 審査会の認定事実

- 1 本件開示請求に係る文書は、道路工事設計書・支出負担行為書・支出命令書及び修正前の各道路台帳、公図と解される。
- 2 倉敷市文書管理規程の保存年限決定基準表によると、契約、工事に関する文書の標準的な保存年限は5年、原簿、台帳等に関する文書のうち、特に重要なものは長期とされており、実施機関は、契約、工事に関する文書については5年を、工事台帳及び公図については長期を適用していることが認められる。
- 3 本件開示請求に係る平成19年度以前の契約、工事に関する文書は廃棄されており、道路管理については、道路台帳及び公図により行われていることが認められる。
- 4 異議申立人が写真等により主張する、平成20年度以降の児島支所建設課による工事の存在を証明する事実は確認できない。

#### 第6 審査会の判断

審査会の認定した事実によれば，本件異議申立てにより異議申立人が開示を求めている行政文書は現存しないと認められる。したがって，実施機関の行った部分開示決定処分は妥当である。

## 第7 結 論

以上の理由により，「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

### 1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年2月2日	諮問書及び不開示理由説明書の收受
平成27年3月20日	第1回目審議
	答申（案）の検討（送付による）
平成27年4月30日	答申

### 2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 伊 藤 治 彦	岡山商科大学法学部教授
副会長 大 熊 裕 司	弁 護 士
小 塚 真 啓	岡山大学大学院社会文化科学研究科 准教授
小 松 原 玲 子	弁 護 士
南 川 和 宣	岡山大学大学院法務研究科教授